

# 児童養護施設等の生徒への受験料支援Q & A【令和5年4月28日版】

独立行政法人日本学生支援機構

## I. 総論

### Q1 「児童養護施設等の生徒への受験料支援」の趣旨を教えてください。

社会的養護のもとで育った高校生等への進学支援については、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金の実施等により、近年大幅に拡充されてきたところですが、受験に要する諸費用をアルバイト等によって工面しながら学業に専念することが難しいなど、個別の事情によって進学をあきらめざるを得ない生徒も少なくありません。

厚生労働省が実施する「児童養護施設入所児童等調査」によれば、大学又は短期大学への進学希望は中学3年生から高校3年生にかけて大きく低下しており、結果、社会的養護のもとで育った生徒の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）への進学率は、全国平均に対して大幅に低い状況です。

このような現状を踏まえ、社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、寄附金を活用した新たな事業として、児童養護施設等に在籍する令和6年3月に高等学校等を卒業予定の生徒等に対し、受験に要する諸費用の支援（以下「受験料等支援」という。）を実施するものです。

## II. 支援事業の内容

### Q2 児童養護施設等としては、どのような施設が対象となりますか。

支援対象とする児童養護施設等は、①児童養護施設、②児童自立支援施設、③児童心理治療施設、④自立援助ホーム、⑤里親、⑥ファミリーホームです。

### Q3 支援対象者の要件はどのようなものですか。

次の①、④、⑤にすべて該当し、かつ②又は③の要件を満たす者が、本事業による支援の対象となります。

- ① 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者）に在籍して（養育されて）いる者

※ 外国籍の場合は、特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者、永住者の配偶者、日本人の配偶者に限ります。

- ② 令和6年3月末に高等学校等（本科）を卒業予定の者もしくは高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者（文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む。）
- ③ 高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から高卒認定試験合格までの期間が5年を経過していない者（※1）もしくは高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者（※2）
- ※1 高卒認定試験受験資格取得年度の初日から高卒認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から高卒認定試験合格までの間、毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。
- ※2 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から高卒認定試験合格者となります。
- ④ 大学等への進学を希望し、大学等を受験する者
- ⑤ 申請時点において就職の内定を受けていない者

**Q4 高等学校本科を「卒業後2年以内」としているのは、どうしてですか。また、外国籍の場合は、なぜ在留資格の要件があるのですか。**

大学等へ進学後、日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）が申請可能となるよう、申請の要件を合わせたものです

※ 授業料等減免及び給付奨学金の申請が可能となる大学等についてはこちらから確認できます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

**Q5 職業訓練校への受験は対象になりますか。**

本支援金は支給対象者の要件のとおり、大学等への受験料支援のため、職業訓練校への受験は対象となりません。

**Q6 1人あたりの支援額について制限はありますか。**

支援金による生徒一人あたりの支援金額については一律20万円とし、同年度の募集期間につき、一人1回までの申請となります。

**Q7 奨学金の予約採用や入学時特別増額貸与奨学金等を申請する際、受験料支援の給付を受けると、貸与総額に制限が付く等の影響が出ますか。**

奨学金の申請には影響しません。それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えばそれぞれに申請することが可能です。

**Q8** 他の経済的支援策を受けている生徒を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。ただし、他の経済的支援策において、併給が禁止されている場合もあり得ますので、確認のうえ申請してください。

**Q9** 支援金は、返還の必要がありますか。

大学等を受験した場合、返還の必要はありません。受験してもなお残金が生じた分は修学に係る費用に充てる等、進学に向けた準備にご活用ください。

ただし、大学等への受験を取り止めた場合は、その対象者の分の支援金については児童養護施設等より返還いただくこととなります。

**Q10** 支援金の一部を、児童養護施設等の事務経費（人件費等）に充てることは可能ですか。

本支援金は生徒への支援以外の用途は認められませんので、人件費や生徒に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。

**Q11** 受験料支援の交付が取り消される場合はありますか。

申請者・対象者が偽り、Q1にある趣旨に外れた用途、若しくはその他不正の行為により支援金の交付を受けたことが判明したときには、当該支援金の交付を取り消します。特に悪質な不正が行われた場合には、施設名称や代表者氏名等を公表する場合があります。

### Ⅲ. スケジュール関連

**Q12** 申請の受付はいつまで行われますか。

令和5年5月8日（月）～令和6年2月末日までとなります。

**Q13** 交付決定の通知を受けた後、支援金が振り込まれる前に、当該生徒に立替えて交付してもよいでしょうか。

交付決定の通知以降であれば結構です。ただし、必ず支給金額 20 万円を支給し、後日、受領サインと受験票を確認してください。

Q14 申請後、支援金が申請した口座に振り込まれるのはいつですか？

申請者の人数や申請時期にもよりますが、申請から約1か月半を予定しております。支給が決定した児童養護施設等には、振込時期等を記載した支給決定通知書を「申請書」記載の住所へ送付いたしますのでご確認ください。

Q15 生徒への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

受験料の納付期限までに行ってください。

Q16 受領報告書の提出期間はいつまでですか。

令和5年10月2日（月）～令和6年3月29日（金）までとなります。

#### IV. 申請手続き

Q17 支援対象となる生徒個人で申請はできますか。

申請は支援対象者が在籍する児童養護施設等の長又は養育者により行っていただきますので、支援対象者個人での申請はできません。

Q18 児童養護施設等を退所していますが申請は可能ですか。

児童養護施設等に在籍していることが要件のため、対象とはなりません。

Q19 申請書、対象者一覧、振込先口座の通帳コピー（口座番号・口座名義人が分かるもの）以外に提出するものはありますか。

里親又はファミリーホームの場合には、養育者であることを証する書類が必要です。また、対象生徒の国籍が外国籍の場合には、在留資格及び在留期間の要件に関する証明書類が必要です。

Q20 交付申請書等の提出書類に公印は必要ですか。

公印の押印は不要です。

なお、本機構が発出する文書についても公印省略とします。